

(深夜の飲食店営業等に対する規制基準)

第 25 条 条例第 39 条第 1 項に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 34 条の 2 第 2 号に規定する飲食店営業（設備を設けて客に飲食させるものに限る。）とする。

2 条例第 39 条第 1 項に規定する規則で定める区域の区分及び規制基準は、別表第 10 のとおりとする。

3 条例第 39 条第 2 項に規定する規則で定める区域は、別表第 11 のとおりとする。

4 条例第 39 条第 2 項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

(1) カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)

(2) 音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)

(3) 楽器

(4) 拡声装置(有線放送受信装置を含む。)

(公害防止管理者)

第 26 条 条例第 51 条第 1 項の規定により工場等の設置者が選任する公害防止管理者は、公害防止について十分な経験と知識を有する者でなければならない。

2 条例第 51 条第 2 項の規定による届出は、別記第 13 号様式による届出書によりしなければならない。

(測定)

第 27 条 条例第 52 条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 大気の汚染、騒音及び振動の測定については、1 時間当たり燃料使用能力が 5,000 リットル(重油換算)以上の工場等の設置者

(2) 水質の汚濁状況の測定については、1 日当たり総排水量が 50 立方メートル以上の工場等の設置者

2 条例第 52 条の規定による測定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 大気の汚染についての測定は、2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行うこと。

(2) 騒音及び振動についての測定は、3 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行うこと。

(3) 水質の汚濁についての測定は、年 1 回以上行うこと。

3 前項の測定の結果の記録は、これを 3 年間保存しなければならない。

(表示板の掲示)

第 28 条 条例第 53 条の規定による表示板の様式は、別記第 14 号様式によらなければならない。

(身分証明書)

第 29 条 条例第 54 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 15 号様式のとおりとする。

(屋外燃焼行為の制限)

第 30 条 条例第 55 条に規定する規則で定める物質は、別表第 12 のとおりとする。

(書類の提出)

第 31 条 条例の規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し 2 部とする。

附 則

附 則(平成 27 年 6 月 2 日規則第 35 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 8 日規則第 5 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 10 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 4 日規則第 49 号)
(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5（その2）及び（その4）の改正規定、同表（その5）の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、別表第8、別表第9及び別表第10の改正規定、別記第1号様式から別記第4号様式までの改正規定、別記第5号様式及び別記第6号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）並びに別記第7号様式から別記第13号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例（平成31年和歌山県条例第13号）による改正後の和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）（以下この項において「新条例」という。）第24条第2項に規定する騒音規制地域に新条例第1条の2第7項に規定する特定施設（騒音に係るものに限る、設置の工事がされているものを含む。）が設置されている新条例第1条の2第9項に規定する特定工場等から発生する騒音に係る排出基準については、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、改正後の別表第5（その5）の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 123 号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第5（その4）の改正規定並びに附則（令和元年10月4日規則第49号）の経過措置の改正規定は公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 22 日規則第 34 号)
この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 26 日規則第 63 号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

- (1) 印刷板研磨施設
 - (2) エッチング施設
 - (3) 印刷インクの調合施設
 - (4) 洗浄施設
- 15 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設(選別施設、脱水施設、沈殿施設等を含む。以下同じ。)
- 16 化学肥料製造業の用に供する洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
- 17 **削除**
- 18 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 分離施設(カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機及び群青製造施設のうち水洗式分別施設を除く。)
 - (2) 精製施設
- 19 前2項に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、活性炭又は2硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
 - (2) 反応施設(青酸製造施設のうち、反応施設を除く。)
 - (3) 分離施設(よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設、海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設、バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設を除く。)
 - (4) 精製施設
- 20 発酵工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設(遠心分離機を除く。)
- 21 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(フロンガス製造施設のうち、洗浄施設を除く。)
 - (2) ろ過施設(フロンガス製造施設のうち、ろ過施設を除く。)
- 22 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
 - (2) 分離施設(遠心分離機を除く。)
- 23 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
 - (2) 分離施設(遠心分離機及び静置分離機を除く。)
- 24 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(水洗施設を除く。)
 - (2) 分離施設(脱水施設及びスチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機を除く。)
- 25 有機ゴム薬品製造業の用に供する洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
- 26 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
 - (2) 分離施設(廃酸分離施設を除く。)
- 27 第21項から前項までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 反応施設(2—エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設、プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器及びメチルメタアクリレートモノマーの製造施設のうち、反応施設を除く。)
 - (2) 回収施設(メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、メチルアルコール回収施設を除く。)

- 28 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設
- 29 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設(脱酸施設及び脱臭施設を除く。)
- 30 脂肪酸製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設
- 31 香料製造業の用に供する分離施設(抽出施設を除く。)
- 32 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する分離施設
- 33 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設(感光剤洗浄施設を除く。)
 - (2) 分離施設
- 34 天然樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設(脱水施設を除く。)
- 35 木材化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設
- 36 第 20 項から前項までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設(水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
 - (2) 反応施設
 - (3) 分離施設
 - (4) 蒸留施設
 - (5) 混合施設
- 37 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
 - (2) 反応施設
 - (3) 回収施設
- 38 火薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 反応施設
 - (2) 分離施設
- 39 農薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 分離施設
 - (3) 回収施設
 - (4) 廃ガス洗浄施設
- 40 第 15 項から前項までに掲げる事業以外の化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 洗浄施設
 - (2) 反応施設
 - (3) 分離施設
 - (4) 蒸留施設
 - (5) 回収施設

- 41 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗淨施設(揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設及び潤滑油洗淨施設を除く。)
 - (2) 蒸留施設(原油常圧蒸留施設を除く。)
 - (3) 精製施設
 - (4) 酸又はアルカリによる処理施設
 - (5) 分離施設(脱塩施設及び脱硫施設を除く。)
 - (6) 分解施設
 - (7) 化成品加工施設
- 42 コークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗淨施設(ガス冷却洗淨施設(脱硫化水素施設を含む。)を除く。)
 - (2) 分離施設(タール及びガス液分離施設を除く。)
 - (3) 分解施設
 - (4) 化成品加工施設
- 43 前2項に掲げる事業以外の石油製品又は石炭製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗淨施設
 - (2) 蒸留施設
 - (3) 精製施設
 - (4) 酸又はアルカリによる処理施設
 - (5) 分離施設
 - (6) 分解施設
 - (7) 化成品加工施設
- 44 セメント製品製造業の用に供する洗淨施設
- 45 生コンクリート製造業の用に供する洗淨施設
- 46 前2項に掲げる事業以外の土石製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 混合施設
 - (2) 洗淨施設
 - (3) 薬品処理施設
- 47 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 溶融めっき施設
 - (2) 洗淨施設(ガス冷却洗淨施設を除く。)
 - (3) 化成品加工施設
 - (4) ライニング施設
- 48 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 圧延施設
 - (2) 洗淨施設(廃ガス洗淨施設を除く。)
 - (3) 反応施設
 - (4) 分離施設
 - (5) 晶出施設
 - (6) 精製施設
 - (7) 溶融めっき施設
- 49 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 圧延施設
 - (2) 洗淨施設(電解式洗淨施設及び廃ガス洗淨施設を除く。)
 - (3) 溶融めっき施設

- (4) 湿式集じん施設
- 50 ガス供給業の用に供する洗浄施設(ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。))を除く。)
- 51 前項までに掲げる事業以外の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - (1) 油圧による成型施設
 - (2) 染色整理施設
 - (3) 湿式集じん施設
 - (4) ガス洗浄施設
 - (5) 廃ガス洗浄施設
 - (6) 洗浄施設(前2号を除く。)
 - (7) のり付施設